7　舗装復旧工事の施工方法

（1）復旧範囲

1　復旧幅は、原則として、たわみ性舗装については路盤厚の１．０倍、剛性舗装については、路盤厚の１．４倍を掘削幅に加えたものとし、別記１の記載図面のとおりとする（復旧範囲は表層とする。）。ただし、掘削跡の道路復旧が、掘削工事施工前の状況に復する範囲を対象とするもので、掘削により舗装体が切断され、路面荷重に耐えられないことにより、舗装破壊の原因となると道路管理者が認めた場合は又はその区域外においても、その工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が認めた場合は、道路管理者の指示する範囲（別図１及び２参照）及び下記によるものとする。

(ｱ)表層・基層に係る復旧範囲は、原則として、全幅もしくは半幅とする。ただし、車線の区分があるときは、当該車線とする。

(ｲ)一の車線を越えるときは、道路構造への影響等を考慮し、範囲を決定することとする。なお範囲を決定する場合は、過大なものとならないように配慮しなければならない。

(ｳ)歩道の表層については、原則として、全幅員を復旧範囲とする。

(ｴ)車道は、掘削部分の両端部等すべての方向の１ｍの範囲は影響範囲とし、復旧範囲とする。ただし、それによらない場合は、別途道路管理者の指示するものとする。

(ｵ)車道の掘削部分の両端部横断方向については、６０度の角度をつけ、斜めに切り舗装復旧するものとする。

(ｶ)歩道は、掘削部分の両端部等すべての方向の０．２ｍの範囲は影響範囲とし、復旧範囲とする。ただし、車道出入口部については、０．５ｍの範囲を復旧範囲とする。掘削深が１ｍを超える場合には、道路管理者の指示により復旧範囲を求めるものとする。

(ｷ)広幅員の歩道（概ね３．５ｍ以上）については、掘削部分からすべての方向に０．２ｍの範囲に復旧範囲をとった後に、歩道端等まで０．６ｍ以上あれば、道路管理者の指示により、歩道全面を復旧範囲としないこともできることとする。

2　１の規定に係わらず、次に示す各条件を満たし、かつ、道路管理者が認めた場合、掘削幅内を復旧範囲とし、路盤先行をすることができるものとする。

(ｱ) 車道部で、かつ、アスファルトコンクリート舗装であること。

(ｲ) 大型車の交通量が、一日一方向あたり三千台以上の路線以外（設計構造【D】）であること。

(ｳ) 転圧は、機械施工が可能で、「土木共通仕様書」「施工管理基準」の締め固め度が得られること。

(ｴ) 周辺の舗装状況が良好であること。

(ｵ) その他道路管理者が指示した条件を満たしていること。

（2）競合工事における復旧範囲

複数の企業等が競合して工事を施工するときは、舗装復旧の施工方法及び仮復旧の管理等について、道路管理者に届け出てその指示を受けるものとする。

注 1　「たわみ性舗装」とは、表層・基層及び路盤からなり、表層にアスファルトコンクリートを使用し、基層路盤にアスファルト系又はセメント処理を施したものをいう。

注 2　「剛性舗装」とは、表層及び路盤からなり、セメントコンクリート舗装及び剛式アスファルトコンクリート舗装（ホワイトベース上にアスファルトコンクリート表層のあるもの）したものをいう。

別図1　舗装復旧の範囲の例（車道）

（1）縦断占用および小穴

（例1）片側3．25mの車道（CL有り）

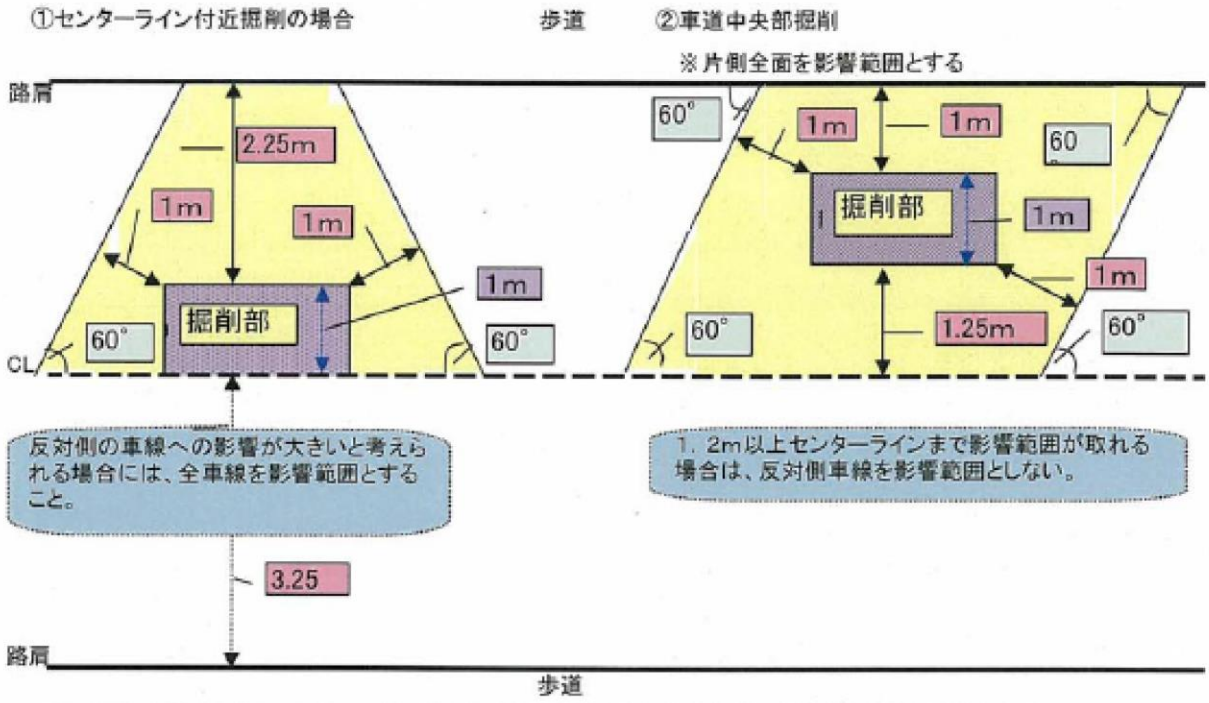

※上記の影響範囲をとった後、1．2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とする。

※設計構造【A】【B】の箇所は、上記の基準によらず、過大な復旧にならない範囲とすることを原則とする。

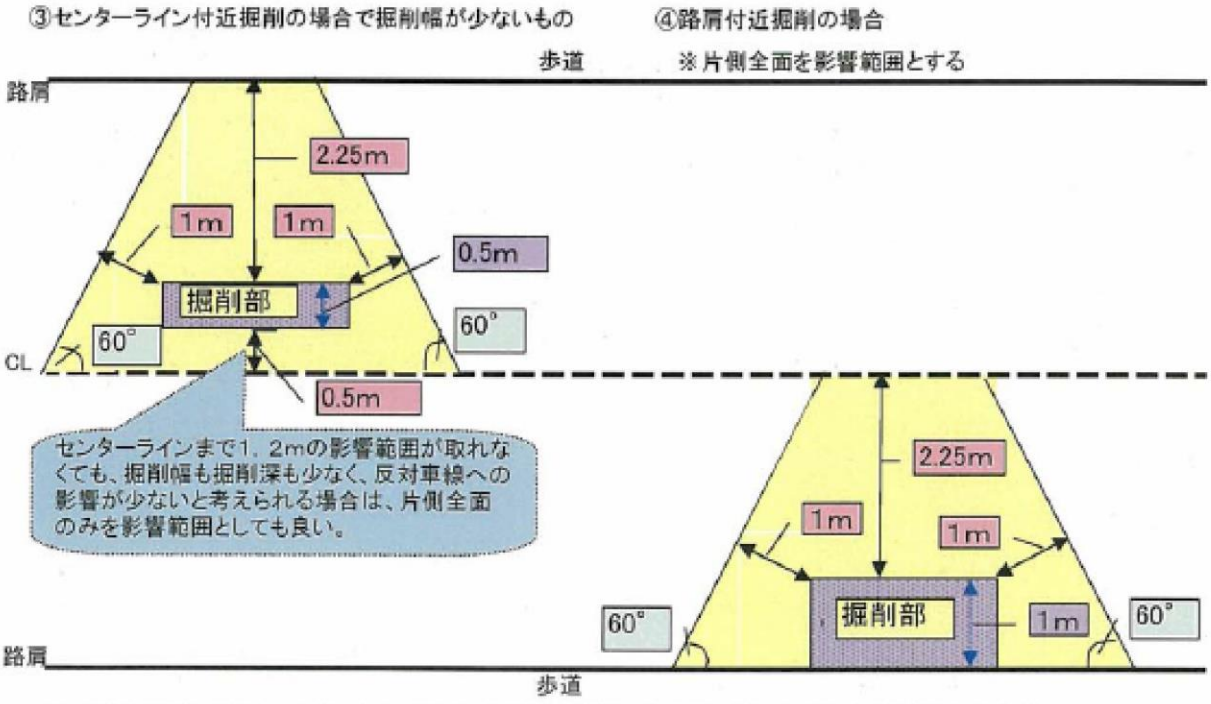

※上記の影響範囲をとった後、1．2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とする。

※設計構造【A】【B】の箇所は、上記の基準によらず、過大な復旧にならない範囲とすることを原則とする。

（例2）片側2．75mの車道（CL有り）

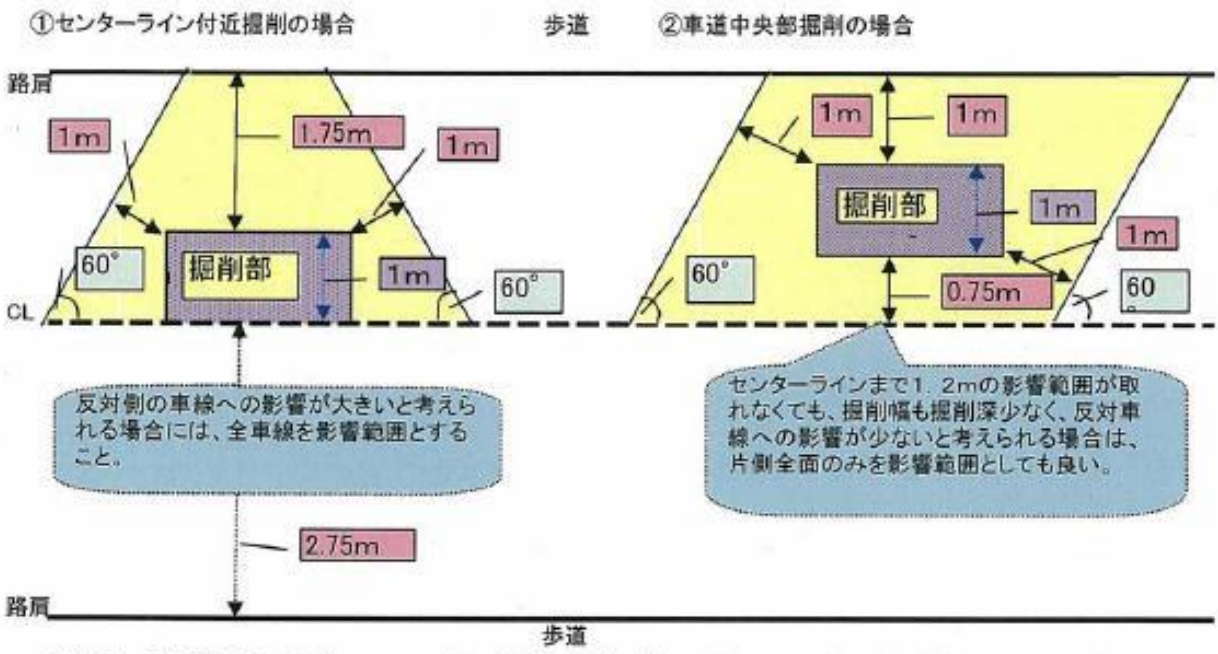

※上記の影響範囲をとった後、1．2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とする。

※中心線の無い道路は、両端部に1mの影響範囲をとり、全幅員の全面復旧を原則とする。

※設計構造【A】【B】の箇所は、上記の基準によらず、過大な復旧にならない範囲とすることを原則とする。

（例3）全幅員5．5mの車道（CL無し）

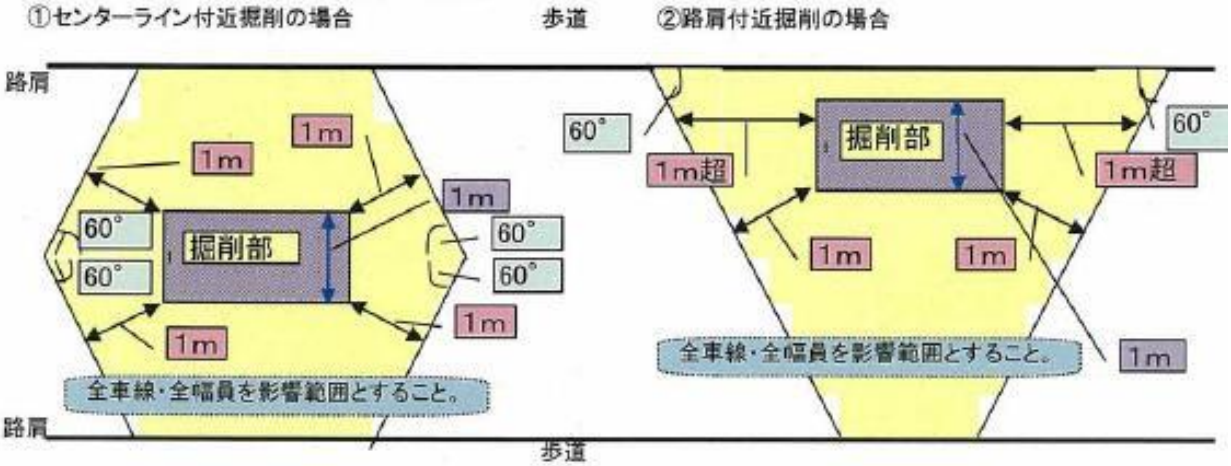

※上記の影響範囲をとった後、1．2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とする。

※中心線の無い道路は、両端部に1mの影響範囲をとり、全幅員の全面復旧を原則とする。

※設計構造【A】【B】の箇所は、上記の基準によらず、過大な復旧にならない範囲とすることを原則とする。

（例4）片側3mの2車線計4車線の車道

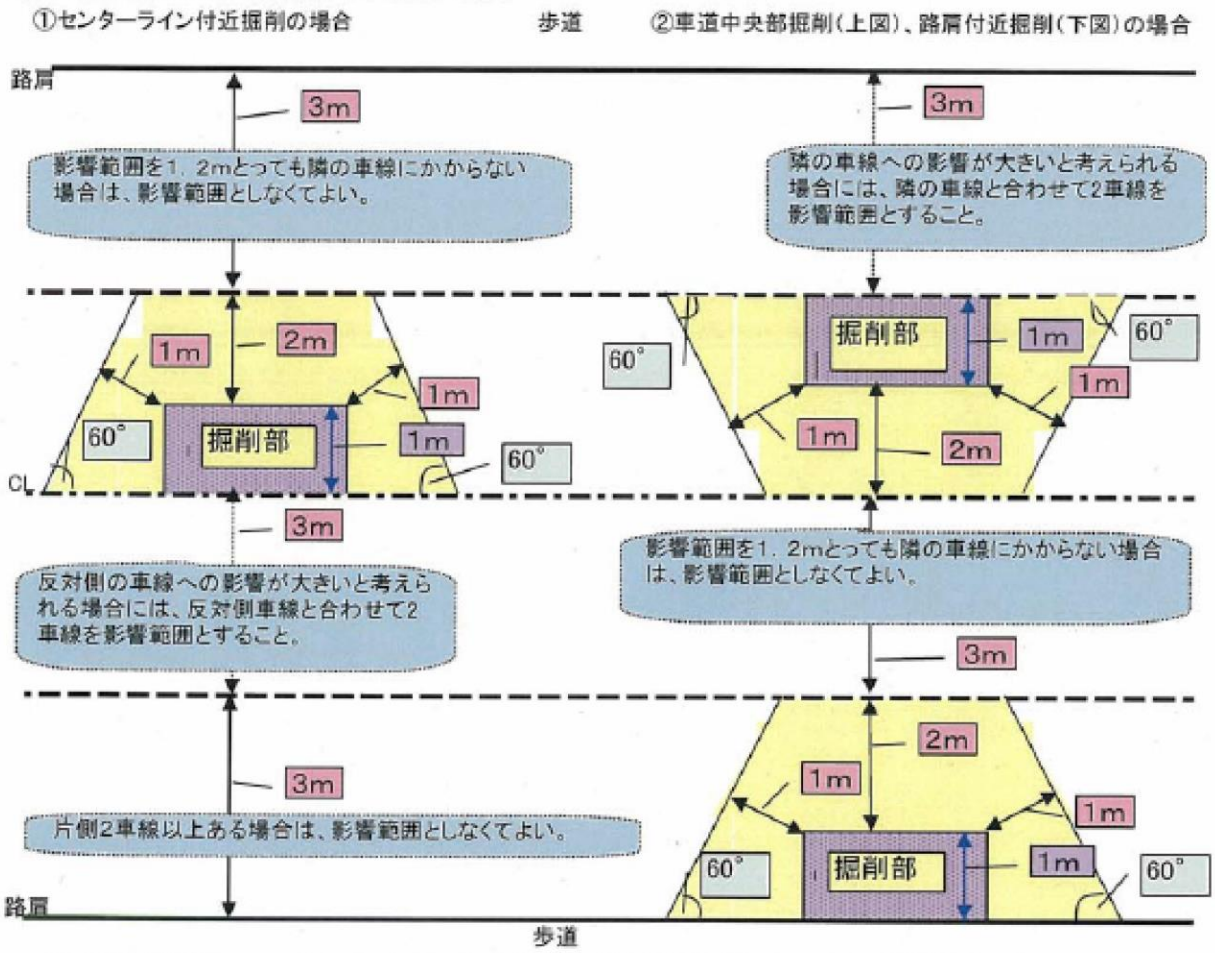

※上記の影響範囲をとった後、1．2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とする。

（2）横断占用

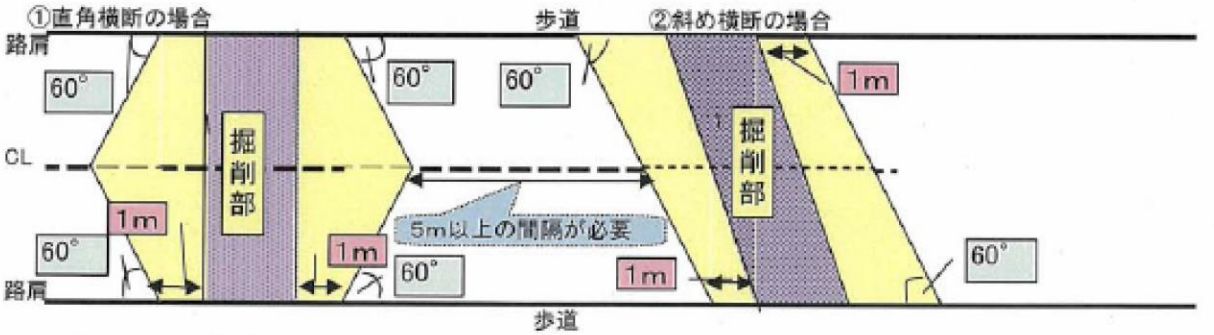

※横断占用が連続する場合、両端部の影響範囲を1mとった後その間隔が5m未満の時は、その部分も影響範囲とする。

（3）マンホール、小穴、電柱等

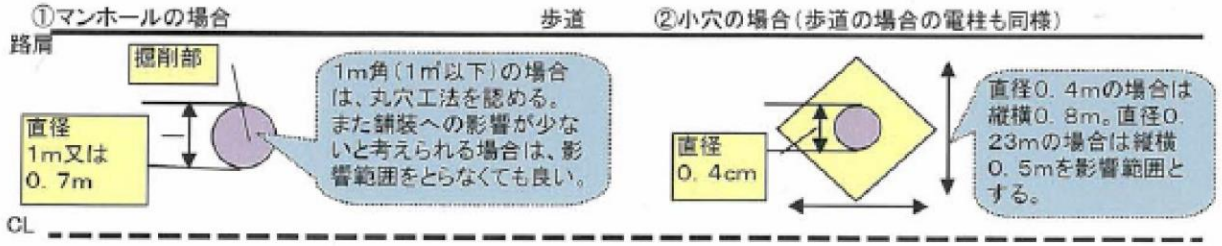

別図2　舗装復旧の範囲の例（歩道）

（1）アスファルトコンクリート舗装の歩道

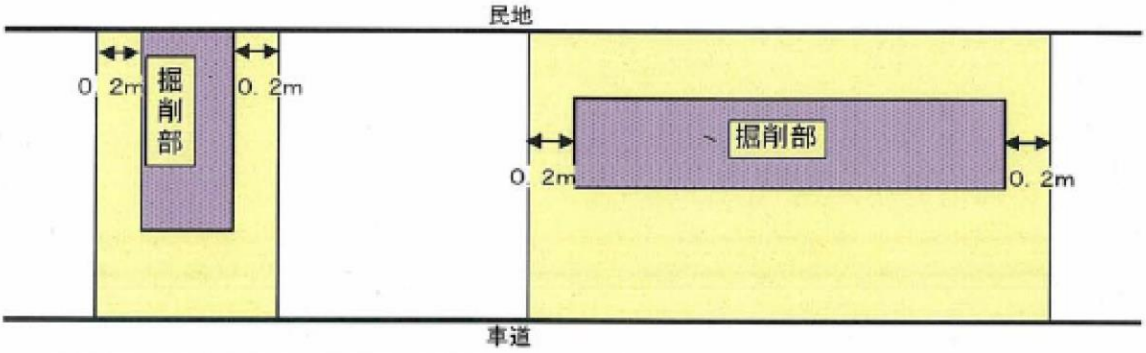

※歩道は原則として全幅員を影響範囲とすること

※車道出入口部については、両端の影響範囲を0．5m以上とること

※掘削深が1mを超える場合は、別途職員の指示により影響範囲を定める

（2）広幅員（幅員3.5m程度）の歩道の場合の特例

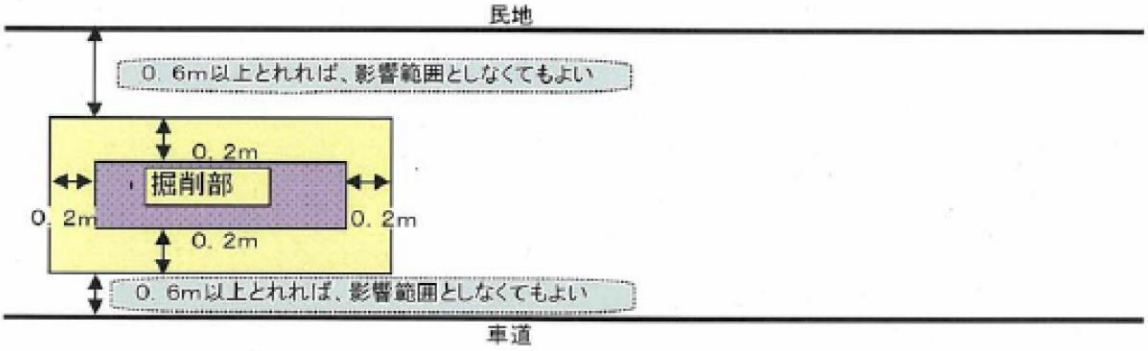

※広幅員歩道は、影響範囲を0．2mをとった後に歩道端まで0．6m以上取れれば、全幅員を影響範囲としなくて良い

※車道出入口部については、両端の影響範囲を0．5m以上とること

※掘削深が1mを超える場合は、別途職員の指示により影響範囲を定める

（3）インターロッキングブロック舗装・平板舗装・コンクリート舗装の歩道

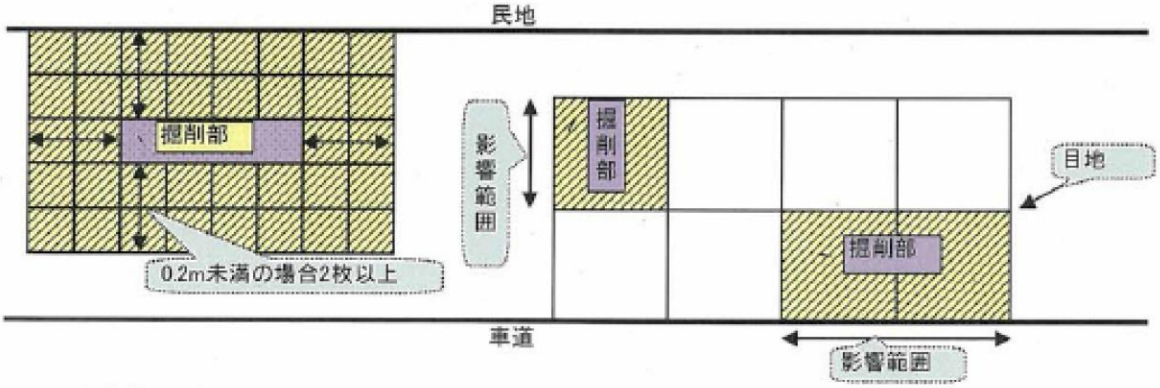

※平板舗装は平板は1枚分（0.3m程度）、コンクリート舗装は目地により区画された1ブロックを影響範囲とする

※インターロッキングブロック舗装は、0.2m以上に相当する枚数を影響範囲とする

※車道出入口部については、両端の影響範囲を0．5m以上とること

別記1　復旧範囲

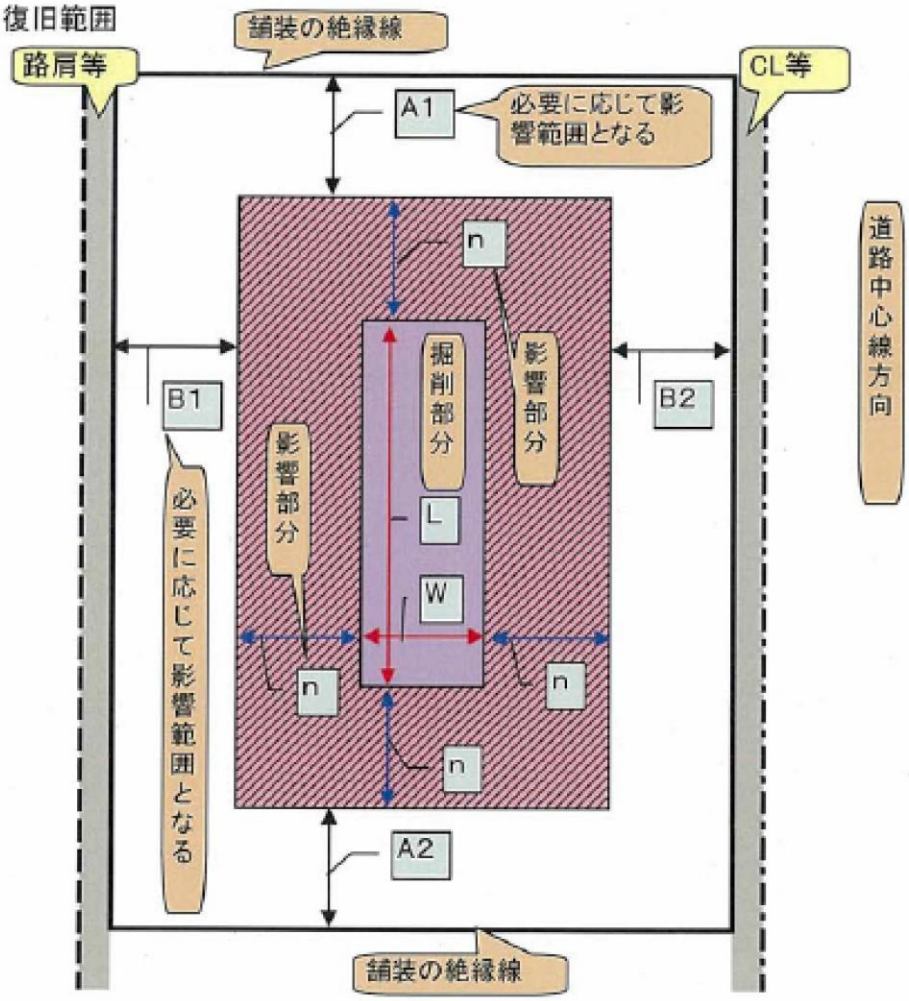

復旧面積は掘削部分（L×W）、影響部分（n）及び必要によりA1A2B1B2部分を加えたものとし、標準的には次式により算出する。ただし、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせた場合（亀裂、落込み、平坦性阻害等）には、その部分を復旧範囲に加えるものとする。

S＝（L＋2･n＋A1＋A2）×（W＋2･n＋B1＋B2）

S･･･････道路法施行規則第4条の4の4の7第1項に規定する影響範囲
L･･･････掘削部分の長さ
W･･･････掘削部分の幅
A1,A2･･･影響部分（n）の端から道路中心線と直角方向の舗装絶縁線までの距離で、1．2m（コンクリート舗装の膨張目地に係るときは1．8m）以上のときは0とする。
B1,B2･･･影響部分（n）の端から道路中心線と平行方向の舗装絶縁線までの距離で、1．2m以上のときは0とする。
n･･･････下記参考を参照。路盤の厚さが不明の場合又は特に指示が無い場合は、アスファルト舗装については30cm、コンクリート舗装については0cmとする。

「参考」道路法施行規則第4条の4の7（埋め戻し又は表面仕上げを行う道路の部分）

占用のために掘削した道路を復旧する場合において、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道にあつては掘削部分の外側の舗装の絶縁線（掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によつて計算したnの値以下である場合又はnの値に1．2メートル（道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨脹目地である場合にあつては、1．8メートル）を加えた値以上である場合にあつては、掘削部分の端からの距離がnの値の直線）で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあつては掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に0．1を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

n＝k･t

（この式においてk及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

k　セメント･コンクリート舗装の道路にあつては、1．4、アスファルト系舗装の道路にあつては、1．0

t　掘削部分の路盤の厚さ）

2　道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前項に規定する部分についての表面仕上げによつては掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げは当該部分に加えて掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。